

第 1 各項目共通で否認するもの

- 1 領収書等証拠書類の添付のないものについて、成果物や資料等から支払の事実が推認できないもの
- 2 領収書等のあて名が党派名、個々の議員名以外のもの（党派名、議員名と推認できるものは除く）
- 3 政党活動経費、選挙活動経費、後援会活動経費、議員個人の資産形成につながる経費、私的な活動に関する経費
- 4 二重に計上された経費に係るもの
- 5 領収書等証拠書類から、令和元年度内での経費の支払が明らかでないもの（推認できるものは除く）

（例）上記 1 に該当して否認する場合、別表 2 の「判断基準」欄に「共通－1」と表記する

第 2 その他

- 1 以下に記載する各項目別の判断基準によることができない場合は、個別に判断を行うものとする

（例）上記 1 に該当して否認する場合、別表 2 の「判断基準」欄に「その他－1」と表記する

第 3 各項目別の判断基準

（例）「1 調査研究費」の「項目 1（自動車リース料）」について、合致しないもの(A)の「政務活動との関連を推認できないもの (①)」であると判断した場合、別表 2 の「判断基準」欄に「1-1-A-①」と表記する

1 調査研究費

	項目	判断基準	
		合致しないもの (A)	按分するもの (B)
1	自動車リース料	① 政務活動との関連を推認できないもの ② 利用目的が政務活動の目的を逸脱し、又は私的な若しくは交際的な活動のためのもの ③ 一般的に相当と認められる範囲を逸脱するもの ・ローンの要素のあるもの	① 政務活動とそれ以外のものに区分できないもの

2 事務所費

	項目	判断基準	
		合致しないもの (A)	按分するもの (B)
1	賃料、光熱水費、管理費	① 政務活動との関連性を推認できないもの	① 政務活動以外にも使用したことが推認されるもの